

大口町告示第13号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第28条に基づく一部負担金の徴収について、大口町予防接種一部負担金徴収要綱第3条の規定により次のとおり定めるものとする。

令和2年3月27日

大口町長 鈴木雅博

| 対象となる予防接種 | 一部負担金の額 |
|-----------------|---------|
| 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種 | 2,000円 |